

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 25 日

各都道府県・指定都市教育委員会労働安全衛生主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県専修学校各種学校主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

厚生労働省において、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 29 号）が令和 4 年 3 月 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

このことについては、既に厚生労働省から都道府県労働局に周知されているところですが、このたび、改めて周知徹底を図るため、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から別紙のとおり周知依頼がありましたので、連絡します。

つきましては、この趣旨を踏まえ、厚生労働省ホームページに記載の内容も御参照いただきながら、適切な対応をお願いいたします。

各都道府県教育委員会労働安全衛生主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては、その設置する学校（専修学校含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社に対して、各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課及び各都道府県専修学校各種学校主管課においては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、厚生労働省においては、所管の専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）

F A X : 03-6734-3794

E-mail : kenshoku@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契印省略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 3 月 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところです。本改正の趣旨、内容等について別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴省におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、教育委員会等に対する周知徹底を図るとともに、当該改正省令の適切な履行等されるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

基発0301第1号
令和4年3月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第29号。以下「改正省令」という。）が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところである。改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正省令の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

世界保健機関(World Health Organization, WHO)が冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮してガイドライン(※)において室内温度の低温側の基準について18℃以上を勧告したこと及び同様の観点から建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第347号)により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号。以下「建築物衛生法施行令」という。)第2条について、居室における温度等の基準の改正が行われたことを踏まえ、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。)について所要の改正を行うものである。

※「WHO Housing and health guidelines」(WHO, 2018)

2 改正省令の概要

(1) 事務所則の一部改正

事務所則第5条第3項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室(以下「室」という。)の気温が「17度以上28度以下」になるように努めなければならないこととされているところ、室の気温の基準を「18度以上28度以下」に改めたこと。

なお、空気調和設備を設けている場合以外であっても、冷暖房器具を使用

することなどにより事務所における室の気温は18度以上28度以下になるようにすることが望ましいこと。

(2) 施行期日（附則関係）

改正省令は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。

第2 関係通達の改正

- 1 昭和48年3月30日付け基発第188号「金銭登録作業の作業管理について」の別添の2（1）の表中の「17℃以上28℃以下」を「18℃以上28℃以下」に改める。
- 2 昭和50年2月19日付け基発第94号「引金付工具による手指障害等の予防について」の別添の2（1）の表中の「17℃～28℃」を「18℃以上28℃以下」に改める。